

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年5月12日(2016.5.12)

【公開番号】特開2014-146114(P2014-146114A)

【公開日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2014-043

【出願番号】特願2013-13324(P2013-13324)

【国際特許分類】

G 06 F 15/00 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 420 A

G 06 F 13/00 510 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月22日(2016.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のウェブサービスを有するウェブサーバ装置であって、

ネットワークを介して少なくともHTTP(HyperText Transfer

Protocol)リクエストを受信する受信手段と、

条件テーブルが記憶された記憶手段と、

前記受信手段によって受信されたHTTPリクエストと、前記記憶手段に記憶された条件
テーブルに基づいて呼び出すべきウェブサービスを決定する決定手段と、

前記決定手段によって決定されたウェブサービスを呼び出す呼び出し手段と、
を備え、

前記記憶手段が記憶する前記条件テーブルには、前記ウェブサーバ装置が有する少なくとも1つのウェブサービスに対応付けて、URL(Uniform Resource Locator)と所定の判断条件が記憶されており、更に、前記条件テーブルは記憶する所定の判断条件を異ならせることで、互いに異なるウェブサービスに同一のURLを対応付けることが可能であり、

前記決定手段は、前記受信手段によって受信されたHTTPリクエストに含まれるリクエストURLとHTTPヘッダー内の情報が、前記条件テーブル内の前記URLと前記所定の判断条件の組み合わせに一致する場合、当該一致する前記URLと前記所定の判断条件の組み合わせに対応付けられたウェブサービスを呼び出すべきウェブサービスとして決定することを特徴とするウェブサーバ装置。

【請求項2】

前記決定手段は、前記受信手段によって受信されたHTTPリクエストに含まれる前記リクエストURLと前記HTTPヘッダー内の情報の組み合わせが、前記条件テーブル内の前記URLと前記所定の判断条件の組み合わせのいずれにも一致しない場合であって、前記リクエストURLと同一のURL且つ、前記所定の判断条件が記されていない組み合わせが前記条件テーブルに記憶されている場合は、当該組み合わせに対応付けられたウェブサービスを呼び出すべきウェブサービスとして決定することを特徴とする請求項1に記載のウェブサーバ装置。

【請求項 3】

前記条件テーブルに記憶される前記所定の判断条件は、前記ウェブサービスが受け付け可能な前記HTTPリクエストの種類に関する条件であることを特徴とする請求項1又は2に記載のウェブサーバ装置。

【請求項 4】

前記条件テーブルにウェブサービスを登録する登録手段を更に備えることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載のウェブサーバ装置。

【請求項 5】

前記登録手段は、ウェブサービスからの登録要求を受け付けたことに応じて、当該ウェブサービスと、前記登録要求に含まれるURLと所定の判断条件を対応付けて、前記条件テーブルに登録することを特徴とする請求項4に記載のウェブサーバ装置。

【請求項 6】

前記記憶手段はポート番号ごとに前記条件テーブルを記憶し、前記決定手段は、前記リクエストURLに基づいてポート番号を特定し、当該特定されたポート番号に対応する条件テーブルを用いて、呼び出すべきウェブサービスを決定することを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載のウェブサーバ装置。

【請求項 7】

前記条件テーブルに記憶されたウェブサービスはIPP(Internet Printing Protocol)サービスを含むことを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載のウェブサーバ装置。

【請求項 8】

前記条件テーブルに記憶されたウェブサービスは、リモートUIサービスを含むことを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載のウェブサーバ装置。

【請求項 9】

前記ウェブサーバ装置はプリンタであることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載のウェブサーバ装置。

【請求項 10】

条件テーブルが記憶された記憶手段を備え、複数のウェブサービスを有するウェブサーバ装置の制御方法であって、

ネットワークを介して少なくともHTTP(HyperText Transfer Protocol)リクエストを受信する受信工程と、

前記受信工程で受信したHTTPリクエストと、前記記憶手段に記憶された条件テーブルに基づいて呼び出すべきウェブサービスを決定する決定工程と、

前記決定工程で決定されたウェブサービスを呼び出す呼び出し工程と、を有し、

前記記憶手段が記憶する前記条件テーブルには、前記ウェブサーバ装置が有する少なくとも1つのウェブサービスに対応付けて、URL(Uniform Resource Locator)と所定の判断条件が記憶されており、更に、前記条件テーブルは記憶する所定の判断条件を異ならせることで、互いに異なるウェブサービスに同一のURLを対応付けることが可能であり、

前記決定工程は、前記受信工程で受信したHTTPリクエストに含まれるリクエストURLとHTTPヘッダー内の情報が、前記条件テーブル内の前記URLと前記所定の判断条件の組み合わせに一致する場合、当該一致する前記URLと前記所定の判断条件の組み合わせに対応付けられたウェブサービスを呼び出すべきウェブサービスとして決定することを特徴とするウェブサーバ装置の制御方法。

【請求項 11】

請求項10に記載のウェブサーバ装置の制御方法をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0010

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の一実施例に係るウェブサーバ装置は、複数のウェブサービスを有するウェブサーバ装置であって、ネットワークを介して少なくともHTTP(Hyper text Transfer Protocol)リクエストを受信する受信手段と、条件テーブルが記憶された記憶手段と、前記受信手段によって受信されたHTTPリクエストと、前記記憶手段に記憶された条件テーブルに基づいて呼び出すべきウェブサービスを決定する決定手段と、前記決定手段によって決定されたウェブサービスを呼び出す呼び出し手段と、を備え、前記記憶手段が記憶する前記条件テーブルには、前記ウェブサーバ装置が有する少なくとも1つのウェブサービスに対応付けて、URL(Uniform Resource Locator)と所定の判断条件が記憶されており、更に、前記条件テーブルは記憶する所定の判断条件を異ならせることで、互いに異なるウェブサービスに同一のURLを対応付けることが可能であり、前記決定手段は、前記受信手段によって受信されたHTTPリクエストに含まれるリクエストURLとHTTPヘッダー内の情報が、前記条件テーブル内の前記URLと前記所定の判断条件の組み合わせに一致する場合、当該一致する前記URLと前記所定の判断条件の組み合わせに対応付けられたウェブサービスを呼び出すべきウェブサービスとして決定することを特徴とする。